

セミナー

言語多様性の消滅と保存

<日時> 2009年3月2日(月) 17:00 - 19:00

<場所> 神戸大学国際文化学部・大学院国際文化学研究科 E棟 4F 学術交流ルーム

<参加人数> 24名

ドイツ語圏の中のスラヴ少数言語

—ラウジッツのソルブ語とブルゲンラントのクロアチア語—

講師 三谷恵子氏略歴

京都大学大学院人間・環境学研究科教授。

東京大学大学院人文科学研究科博士課程修了。文学博士（東京大学）および人文学博士（ザグレブ大学）。著作に『ソルブ語辞典』（大学書林）、「地域研究と言語学」『講座スラブ・ユーラシア学』第1巻（講談社）など。

この講演会に招待されるにあたって、異文化研究交流センターのウェブサイトを見、プロジェクトの活動計画を見たのですが、そこには多民族・多言語共存地域の中でどうい
う方策が講じられてきたのか、あるいは講じられてこなかったのか、そしてそれがどうい
う結果を引き起こしてきたのか——多民族・多言語が共存する状況と問題を、複数の地域
を比較しつつ明らかにして、多民族・多言語共存と文化的多様性維持のために何が必要か
ということを個別の事例からより一般的な知見を導き出す、とこのような主旨の文言が書
かれています。この問題意識はまさに今私自身が研究課題としていることでもあります
ので、本日は一般的な知見を導き出すというところまでは行きませんが、私がフィールドと
している2つの少数言語を比較しながら、彼等の抱える問題と少数言語存続の可能性とい
ったことについて一緒に考えていければと思っております。

最初にお見せするのは、ユネスコの文化事業部門が2月に公開した「世界の危機言語地
図」2009年版のヨーロッパ部分を切り取ったものです。日本でも8つの危機言語がある
ということが朝日新聞等に記事として掲載されたこともありますので、この地図のこ
とをご存知の方もいらっしゃると思います。今日はその地図をもう少し拡大しまし
ょう。今日私のお話の対象となるのは、ドイツの東端のラウジッツ地方にいるソ
ルブ人たち、それから

うひとつが、オーストリアのハンガリーに一番近い地域のブルゲンラント州にいるクロアチア人、クロアチア系の人たちの言語についてです。

まず、それぞれの言語の概況について確認しておきたいと思います。

ソルブ語というのはスラヴ語族の中の西スラヴ語に属する言語です。ただし気をつけていただきたいのは、先ほどの地図だとソルブ語は1ヶ所にまとめられていたのですが、実はソルブ語というのは上ソルブ語と下ソルブ語の2つの言語に分かれています。地図で見ますと、地理上は北の方、政治的区分でいうとドイツのブランデンブルク州に含まれる地域、こちらを下ソルブといいます。英語でも **Lower Sorbian** といいます。それから南の方、ザクセン州の方に含まれる地域、こちらを上ソルブといいます。

今日のアクティブな話者ですが、下ソルブのほうは大体 7,000 人、楽観的に見積もって最大 10,000 人弱だろうといわれています。そして上ソルブのほうは 20,000 人弱くらいだろうといわれています。この両者の違いはもちろん方言的なものなのですが、19 世紀以降の言語文化の発展の中で、上ソルブ語・下ソルブ語それぞれが書き言葉を作り上げて、現在では異なる標準語を持つに至っています。もちろん後でお話するように、同じ民族組織を持って一致団結して活動はしているのですが、上ソルブと下ソルブでは相当状況が違います。話者数から見ていただいても面積から見ていただいても分かるように、下ソルブのほうははるかに危機的な状況です。ただ、今はこのように分かれてしまっているのですが、もともと分かれていたわけではなくて連続していました。言語使用域も昔はもっと広がったのですが、現在では縮小しています。これには色々な理由があるのですが、今はそのことについて詳しく言及する時間がないので、1つだけ取り上げてお話ししたいと思います。

それは褐炭を採掘する炭田開発によって土地が全部開発されてしまってソルブの村が消え、それと同時に採掘のために多くのドイツ人労働者が流入したためです。そしてそれによってソルブ語の使用領域——地理的な意味と社会的な意味の両方を含みますが——が著しく失われたということが要因になっています。ちなみに炭田開発というのは現在も進行している事業で、ドイツは取れるだけ取るつもりようです。世界中に分布するマイノリティの状況を見ると、近代以降しばしば産業化とか開発によってマイノリティは生活環境を奪われていることが指摘されています。ヨーロッパでは一般的にはそういう事例はなさそうに思われるかもしれませんが、実はこのラウジッツにおける炭田開発と、ソルブ語ソルブ文化の衰退というのはまさにこういった事例の一つであると言えます。

次にブルゲンラントのクロアチア語のほうに行きたいと思います。クロアチア語というのはソルブ語と同じスラヴ語族に属しているのですが、その中でも南スラヴ語に属する言語です。ここで初めて聞かれる方は、なぜオーストリアの端にクロアチア人がいるのかと疑問に思われるかもしれないので、少し長いですが以下に理由を説明します。

14 世紀の終わりから 15 世紀以降に、南の方からオスマン帝国がバルカン半島に進出し

てきます。それによってバルカン各地で戦乱が起こり、荒廃していきます。16世紀には現在のクロアチア北西部というのは非常に生活状況が悪化していました。一方、北のハンガリーやオーストリアの領主貴族たちは自分たちの領地に流民を増やすことで生産力を上げ、それと同時に彼らを南からのオスマン帝国の脅威に対する防衛の役にも立てたいということを考えていました。そういうわけで、北西部にいたクロアチア人たちがごっそりオーストリアあたりへ移住したということなのです。10万人から15万人くらいが移住したといわれています。当時の15万人というと相当な数であったわけです。ということで、オーストリアの東の端からハンガリーにかけて存在するブルゲンラント・クロアチア人というのは、このような歴史的背景を持ったクロアチア人たちの末裔であるということです。

クロアチア語には3つの方言があるのですが、そのうちシュト方言というのが現在のクロアチア語標準語の元になっている言語で、これはセルビア語と共通します。ところが、移住したクロアチア人たちが話していたのはチャ方言と呼ばれる、違うタイプの古い方言でした。なので、現在のブルゲンラント・クロアチア語というのは、クロアチア本国のクロアチア語とはだいぶ異なった言語であるといえます。

移住したクロアチア人の子孫なのですが、現在も日常的にクロアチア語を使用するという人はハンガリー、スロヴァキア、そしてブルゲンラント州にまたがって居住しており、ブルゲンラント州には17,000人ほど、ウィーンには7,000人ほど住んでいます。ですからブルゲンラント・クロアチア人というときには、ブルゲンラント州だけではなく、ハンガリーやスロヴァキアに16世紀に移住したクロアチア人の子孫のことを総称して指すことがあります。そしてブルゲンラント・クロアチア語もソルブ語も、言語人口の総数としては最大に見積もってほしい3万人くらいということで、規模的には似通ったグループであるということができるでしょう。

先ほどご紹介したユネスコの「世界の危機言語地図」に関する話題に戻りますが、言語が危機的である、言語が消滅の危機に瀕している、というのは何をもちいてそう判断するのでしょうか。例えば言語人口、言語話者が何人以下だったら危機的とか、そういう明確な指標があるのでしょうか。ここで、この地図に示されている記号の、白、黄色から赤まで金魚を上から見たような形のアイコンに注目していただきたいのですが、この記号は以下のような意味を与えられています。白が少し危なくなってきた言語、黄色が確実に危機的な言語、オレンジがさらに危機度が深刻なもの、赤になるともうほとんど消滅に瀕しているもの、そして黒は残念なことにすでに消滅したもの、このような色分けがされています。

では、こういった危機度をどうやって査定・評価するかということですが、ユネスコでは「言語活力」ということを考えており、言語活力がどのくらいあるかで危機度を判断しています。そしてそれを判定するための指標として具体的に9つの事項を挙げています。ユネスコのホームページにあるものを日本語にしたものですが、そこには、1. 世代間の

言語継承、2. 話者の絶対数、3. コミュニティの中でどのくらいの話者がいるか、といったことが挙げられています。このような指標を基準として複合的に考えるのですが、何が重要になってくるのかということが地域によって違ってきますので、最終的にその地域の様々な実情を考慮して言語活力というものを判定していくということになります。1つ1つ見ていく時間は残念ながらないので、1番目の指標である「世代間の言語継承」について今日の発表では取り上げたいと思います。

世代間の言語継承というのは、言語維持の中で最も重要な指標とであるといえます。この指標の5段階評価の内訳を以下で説明します。世代間継承が滞りなく行われていれば、とりあえずは安泰であろう——これが5の段階です。ところが、若年層に話者が欠けてくるとちょっと危なくなってくる——これは4の段階です。親世代は話者であるが子供に言葉が継承されていないのは3の段階です。そして、親よりもさらに上の世代しか話者がいないのが2の段階、最高齢層にわずかに話者が確認できるというのが1の段階——ユネスコではこのように考えています。では、この考え方を基にしてソルブ語ならびにブルゲンラント・クロアチア語それぞれで、世代間継承というのがどのくらい機能しているかということを見てみましょう。

まずソルブ語に関して。現在ソルブ人社会では、ドイツ語とソルブ語のバイリンガル教育のプロジェクト「ヴィタイ」(WITAJ ソルブ語で「ようこそ」の意味)が進められています。ヴィタイ・プロジェクトを推進しているのはソルブ学校協会というところですが、その協会がヴィタイ・プロジェクトに参加している子供の家庭言語を数年前に調査しています。これは南側、つまりザクセン州の上ソルブ地域のクロストヴィッツとラウジッツという2つの地区で調査したもので、ソルブ語を家庭言語としている家庭の数、ドイツ語とソルブ語の両方を使う家庭の数などが報告されています。

ここで注目していただきたいのは、ソルブ語を家庭の言語としている子供がいるという事実です。パウツェンというところが上ソルブの中心地なのですが、そこを中心としただいたい三角形の地帯でソルブ語が生きた言語として機能しており、日常的にソルブ語がコミュニティで使われています。そのようなわけで、非常にローカルではありますが、このあたりでは世代間で多少なりとも言語継承ができており、ソルブ語を母語とした子供たちが存在することが確認できます。下ソルブについては、コトブスという町が中心地なのですが、ここはソルブ語を主要言語とする家庭はゼロ、ドイツ語・ソルブ語両方もゼロということです。これはソルブ語を母語とする子供の家庭がヴィタイ・プロジェクトに参加していないのではなくて、ソルブ語を家庭で使うような家庭がない、ということなのです。要するにもともとソルブ人であっても、家庭でまったく言語継承が行われていないというのが下ソルブの実情です。ということで、先ほど紹介した危機度からいいますと、上ソルブは地域的に限定はあるが世代間継承が行われているので4段階か3段階かということですが、下ソルブの場合にはもう祖父母の世代くらいしか話者がいないという危機的

な状況であるということがいえます。

次にブルゲンラントの方をみてみたいと思います。先ほどハンガリーとかスロヴァキアのクロアチア人も広い意味でのブルゲンラント・クロアチア語話者であると申しましたが、ここから先はオーストリアのブルゲンラント州のクロアチア語話者に限定してお話ししたいと思います。ブルゲンラント・クロアチア語はブルゲンラント州全域で使われているのではなく、やはり地域が限られているのですが、ここで示す図はブルゲンラント州全体の国民学校（日本の小学校1年から4年まで）に通う子供たちが何語を母語とするかに関して全体の割合を示したものです。ブルゲンラント州全体で1955年には10%の子供がブルゲンラント・クロアチア語を母語としていたのですが、1999年では4%を割っています。1955年の状態がそのまま続いていけば、今でも横ばい状態になっていたはずなのですが、実際は半分以下になっている状態です。やはりブルゲンラントの方でも親から子供への言語継承というのは先細り状態にあるということで、どちらの言語も危機的状況にあるには変わりありません。

それでは、ここから先は少数言語を取り巻く制度的な事柄——その性格、民族組織、その教育——というテーマに絞って、この2つの少数言語を比較したいと思います。

まず言語に関する権利に関してですが、ソルブ語もブルゲンラント・クロアチア語どちらも第1次世界大戦後1919年に、それぞれ公式に法律の文言として、国内の様々な民族が母語を使用する権利を認めると謳われました。オーストリアの方はサン・ジェルマン条約、それからドイツのほうはヴァイマル憲法113条で保障されました。これがきちんと実施されたかという実情は別として、ともかくも制度的な保障は獲得したわけです。ところがこの後第三帝国のナチスの時代、ソルブ人もブルゲンラント・クロアチア人も各言語の社会的な使用を禁じられます。ソルブの民族組織ドモヴィナも全ての活動を禁止されます。ブルゲンラント・クロアチア人のほうでも学校の授業が閉鎖されたりして民族的な活動が一切禁じられる時代が1945年まで続くことになります。このナチス時代の民族的な活動の禁止というものが、言語の世代間継承に非常に大きな影響を与えて、どちらの言語にもその後の発展に大きな支障をきたしたという事実は見逃してはならないことです。そして第2次世界大戦以降、どちらの社会もあらたな法的な枠組の中でそれぞれの言語行使の権利というものを保障されて現在に至ります。これは後に寺尾さんの話にも出てくるかと思いますが、欧州評議会が実施している「地域言語または少数言語のための欧州憲章」が1998年に出されていますが、ドイツでは1999年1月、オーストリアでは2001年10月に発効しています。これはそれぞれの地域の少数言語を保護するという主旨のものでして、ドイツでは上ソルブ語はザクセン州、下ソルブ語はブランデンブルク州がその責任を持つとされ、ブルゲンラント・クロアチア語のほうはブルゲンラント州とオーストリア連邦政府がその責任を持つと規定され、保護措置を受けています。

次に政治への参加についてですが、ソルブの場合には民族評議会という組織があります。

この代表者がそれぞれの州の議会に参加して、自分たちの権利を主張する権利を持っています。ブランデンブルク州の場合には5名の代表がいて、5年任期となっており、州内のソルブ人に関わる問題の政治的解決に協力したり、法案への提言を行ったり、そのような政治的参加を行っています。ただし州議会での発言権が認められているというわけではないので、2008年からさかんに発言権を要求する働きかけを行っています。またこれは「ソルブ人」という枠組で選ばれており、特定の政党と結びついたり、その利益を反映させていたりということはなく、あくまでもソルブ人の代表という形で議会に参加しています。ブルゲンラント・クロアチア人のほうもソルブ人と同じように民族評議会というものを持ち、連邦政府が認めておいて、クロアチア民族集団評議会という団体が連邦政府や州政府に働きかけたりしています。またこれはドイツとオーストリアの違いになるのですが、ドイツの場合は連邦制が非常に強く働き、それぞれの州が強い自治権を持っているので、例えば下ソルブの場合には「ブランデンブルク州の議会に参加する」という形になっていますが、オーストリアの場合には連邦制といっても連邦政府の力のほうが強いので、こちらはオーストリア国内にいる少数民族団体が直接連邦政府にぶら下がる形でコミットしているというところが違います。そしてブルゲンラント・クロアチア人の場合には代表が24名と、数が多いのですが、その内訳は社会党と国民党の代表者とか、民族協会の代表が2人入るといのように、政党や協会の代表者など、その社会の色々な代表者が入ってくるという特徴があります。ですからソルブとブルゲンラント・クロアチアの政治参加の方法はだいぶ違ってきます。

次に、民族組織についてお話しします。ソルブの場合にはドモヴィナという強力な民族組織があります。ソルブには文化組織や商業組織など、様々な組織がたくさんあるのですが、それを全部統括する上位組織としてドモヴィナという組織があるのです。ドモヴィナはソルブ全体に関するあらゆることを決定し、それを連邦政府やブランデンブルクやザクセンの州政府に要求していくという活動をしています。言語的には上ソルブ・下ソルブと2つに分かれており、政治的にもブランデンブルクとザクセンと2つに分かれているのですが、こういった活動では1つの組織になって活動しています。対照的なのは、ブルゲンラント・クロアチア人社会も色々な組織がたくさんあるのですが、ソルブのドモヴィナのような全部統括する上位組織がなく、それぞれがばらばらに活動しているというところで

最後は教育についてお話ししたいと思います。ソルブ人社会の場合にはソルブ学校協会という組織がありまして、そこがソルブ語の教育——ソルブ語「で」教育することと、ソルブ語「の」教育をするという、2つの意味がありますが——を一括して行っています。その下にヴィタイ・プロジェクトを行うセンターがあるわけです。もちろん、これ以外にも普通の学校で外国語としてソルブ語を教えているところはたくさんあるのですが、ここは本当にソルブ語の存続をかけた教育をしているところです。ブルゲンラント・クロアチア人社会の方は、特別な民族組織があるわけではなく、日本の文部科学省のような、ブル

ゲンラント州の教育・スポーツ省に少数言語教育部というのがありまして、そこが教育を統括しています。ブルゲンラント・クロアチア語は先ほどお話ししたようにクロアチア本国のクロアチア語とは違うので、クロアチアの教科書を持ってきて使うということできません。その上カリキュラムも違いますので、自分たちで教材を作って授業を行っています。ブルゲンラント・クロアチア語を日常的に使う人たちが半数を占める小さな町のある小学校で調査をしたときの話なのですが、そこでは新入生 11 人のうち、家庭で母語としてブルゲンラント・クロアチア語を身につけてきた児童は 2 人だけだったという状況でした。先生はブルゲンラント・クロアチア語で話しかけるのですが、ほとんどの児童はきょとんとしている、そういう状況でした。

ということで、ブルゲンラント・クロアチア語の教育についての問題ですが、まず、ブルゲンラント州全体で子供の数が減少しているという問題があります。これはソルブの方でも同様で、どちらも僻地であり過疎化が進んでいるので必然的に子供の数も減少します。子供の数が減少すると何が起きるかという、学級を開くための最低人数を満たすことができず学級が開けないんですね。それから、国民学校が先ほど申し上げたように小学校 4 年生までなので、完全なバイリンガル教育というのが 4 年生までしかないのです。それ以降になると、ブルゲンラント・クロアチア語で教育するギムナジウムが 1 つだけある以外は単に語学として勉強する状態になるので、とても母語教育ができていたという状況ではありません。このように、制度的な問題もあります。それからブルゲンラント・クロアチア語はクロアチア本国の標準クロアチア語と違うということがジレンマになっていて、彼らの言語・アイデンティティを守るためには本国クロアチアとの協力関係を深めて、標準クロアチア語との接近も図ろうとする動きもあるのですが、それがなかなかうまくいっていないという状況があります。これまでブルゲンラント・クロアチア語の教育を見てきましたが、何となく袋小路に入っていて、打開策がないように思えます。

それに対してソルブの方は、ソルブ語再活性化計画として打ち出されたヴィタイ・プロジェクトという大きな柱があるので、それが少数言語存続に一つの可能性の光を投げかけているのではないかと思います。ヴィタイ・プロジェクトが始まったのは 1998 年で、最初は 1 つだけ幼稚園が開かれて 14 人の子供を受け入れたところから始まり、年を追うごとに学級を増やしていった 2000 年に最初の小学校を 1 つ作るに至りました。そこではドイツ語とソルブ語のバイリンガルの授業、つまりドイツ語モノリンガルで行われる授業の半分をソルブ語で勉強する、という方式をとっています。ちなみに幼稚園の方ではソルブ語のみで話しかける方式をとっています。ソルブ語が使われなくなったソルブ社会と、ソルブ人と共存しているドイツ人の家庭に対して理解や参加を呼びかけるというのがソルブ学校協会の人々の狙いなのですが、その利点として、1 つは早いうちから異文化接触することの精神的効果、それからソルブ語、ソルブ文化はラウジッツの文化伝統である、という文化的価値、これらをあわせて謳っています。しかしそれだけではインパクトがないので、実利面として、ソルブ語のみだったら 3 万人くらいしか話者はいませんが、ソルブ

語はスラヴ語であり、ソルブ語をマスターしておけば、ポーランド語やチェコ語、あるいはロシア語など、背後に3億の話者を抱える同じスラヴ語の諸言語に非常にたやすくアクセスできるということを同時に謳って参加を呼びかけています。より危機的であると判断されたブランデンブルク州の下ソルブの方では、2000年にソルブ語の小学校が最初6人の生徒から始まりました。そして2006-07年期には1年生54人が入学し、全体で179人を数え、2007-08年期には同じく50人程度入学し、全体で200人を越える生徒数を抱えるまでになっています。ただ、これは2000年に始まったばかりで、実際にソルブ語の再活性化に結びついていくのかというのはこれから判断されることなのですが、少なくとも彼らの組織力、ヴィタイにかける意気込みというものを見ていると、先につながるものがあるのではないかと私は考えています。

最後になりますが、2007年にヨーロッパ民族連合の地域会議がブルゲンラントで開かれたのですが、そこでブルゲンラント・クロアチア人の参加者が、週に何日かは朝から晩までブルゲンラント・クロアチア語を使うようにしないと、とても自分たちの母語は維持していけないので、その実践を推進しているヴィタイに注目している、という発言をしていることから分かるように、ブルゲンラント・クロアチア人たちもソルブのヴィタイに関しては非常に関心を寄せています。ブルゲンラントのクロアチア人たちが、これからどのようにして教育を中心として閉塞した状況を打開していくのか、それからソルブのヴィタイがこれからどのように発展していくのか、我々は遠くから見守るしかないのですが、早く危機的言語から脱することを祈りつつ、今日の発表を終わらせていただきます。

スペイン・ポルトガルにおける少数言語保全

一言語多様性保全のジレンマとその超克—

講師 寺尾智史氏略歴

神戸大学大学院国際文化学研究科助教。

神戸大学大学院総合人間科学研究科博士前期課程修了。第5回日本修士論文賞受賞。著作に「弱小の少数言語・アラゴン語が問いかけるもの」『社会言語学』8号、『言語保全を過疎とたたかう力に—欧州最新言語・ミランダ語の成立史から』（仮題、三重大学出版会より刊行予定）など。

*本報告書第1部にこのセミナー講演を元に再構成した論文が掲載されておりますので、ここでは要旨のみを掲載いたします。

いつも私の発表ではミクロな学会でかつミランダ語やアラゴン語など、あまり聞くことのない言語についてミクロな主題で発表することが多いのですが、今回はまずヨーロッパという大きな視点から考察を始め、そしてミクロな視点に収斂させて発表しようと思っております。

現在のヨーロッパの言語政策については、2つの主体があります。1つは欧州連合(EU)、そしてもう1つが欧州評議会(CoE [CE])です。まずEUの言語観についてお話ししたいと思います。EUの言語の捉え方でまず登場するのが **State Languages**、つまり「国家言語」です。それは全てにわたって公用化されている言語であり、国家言語はいつも公用語である、という捉え方がなされています。そのうち英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語はEUの会議や報告書によく使われる言語ですが、それ以外にも国家言語は存在します。欧州には23の国家言語があるのですが、前述の言語以外の国家言語、例えばポルトガル語とかオランダ語、ポーランド語とかは低使用低教育機会言語(LWULT: Less Widely Used Less Taught Languages) という扱いになっています。ただしこれはあくまでも国家言語の一項目です。ちなみにEUの言語政策を実際に扱っている機関は、ブリュッセルにあるヨーロッパ委員会の教育文化総局というところです。

次に **Official EU Languages**、つまりEU公用語について説明します。これもあくまでも国家言語です。その中でも曖昧な立場にあったのがアイルランド語です。アイルランド語は、アイルランドの国語ではありますが、国民の9割近くが英語しか話せず、なかなかEU公用語として認められなかったのですが、2007年1月からEU公用語になりました。

さらに、「EU公用語」とは別に **Official Languages** 「公用語」というカテゴリーがあります。EUはこれを「法的、あるいは行政的な目的で使われる言語であり、ある国家である決められた地域を持つか、もしくはその国全体で話される」としています。面白いことに、その中にスペインの3つの言語——カタルーニャ語、ガリシア語、バスク語——があります。

そして、EU の言語認識におけるタームとしてよく出てくるのが、「地域言語／少数言語」です。これは **Regional/Minority Languages** というように、1セットとして考えられ、セットで使われることが多いです。その内容は「国家の一部の人間によって伝統的に使われており、その言葉は方言ではなく、人工語でもなく、移動する人間の言葉でもない」とされています。移動する～の部分をもっと言えば移民の言葉ではないということでしょう。そのような言葉にはフランスのブレイス語（ブルトン語、ブルターニュ語とも）などが挙げられています。また、このような言語の特徴としてもう1つ挙げられているのが国境と言語区域が合致しない例です。例えばスロヴァキアの国境付近で話されているハンガリー語は、スロヴァキア側から見ると地域言語／少数言語として扱われる、というような例です。

さらに **Non-territorial languages**、非領域言語という言葉も出てきます。これはイディッシュ語やロマの言語など、領域がはっきりしない言葉、移動民の言葉を示します。ところが、ここには「移民」が含まれていないことには留意しておく必要があります。非領域言語として EU に認められるためには、“**Traditional**”、つまり「伝統的な」言語でないといけないという認識があるようです。「伝統的」という言葉はすごく議論になるところですが、EU ではイディッシュ語やロマの言語は昔からヨーロッパにある言語だと認識されているようです。

最後に **Non-indigenous languages**、非土着性言語というものがあります。これは「移民のコミュニティによって話されている EU 外から来た言葉」と明確に示されています。これには、EU 加盟交渉をしているトルコの言葉——トルコ語——やイギリスのインド人が話す言葉などが挙げられます。

今度は、EU の教育政策と言語の取り扱いについてみてみましょう。EU の教育政策ですが、イギリスなどの例外はありますが、EU 域内における人・物の移動の自由が条約によって保障されており、それに対応した人間を陶冶する教育でなければならない、というのが前提にあります。また、高校や大学を出たらそれきりというのではなく、生涯教育でなければならない、というのも挙げられるでしょう。この根幹を成すのが **SOCRATES**（ソクラテス）というプロジェクトであり、80年代以降ずっと続いています。その中で一番有名なのが **ERASMUS**（エラスムス）で、これは大学生を EU 域内の色々な大学に派遣してそれぞれの国の研究事情や言語を学ぶというものです。それから **LEONARDO DA VINCI**（レオナルド・ダ・ヴィンチ）というのは職業訓練、**COMENIUS**（コメニウス）は教員教育、**GRUNDTVIG**（グルントヴィ）は成人教育を扱うプロジェクトです。日本では知られていませんが、グルントヴィはデンマークでは有名な教育学者らしく、もう少し調べると興味深い人なのかもしれません。

これらはソクラテスで統括されていますが、これとはまた別のプログラムとして機能しているのが **LINGUA**（リングア）で、言語教育に関する諸プログラムに資金提供したり、

言語教材を開発したりするプロジェクトです。ただしリングアに参加できるのは、23 の EU 公用語とルクセンブルク語という、国家言語に関わるプロジェクトや人でなければならないとされています。例えば後でお話しするミランダ語などには適用されません。ということで、EU は多言語主義ともいえども、多「国語」主義であり、あくまで国家言語でないと EU からの援助は得られないということになっています。

では、EU は少数言語のことには何も関わっていないかという、そういうわけではありません。EU 加盟の際に必ず調印しないといけない条約である EU 基本権憲章の第 3 章に「平等」という項目があり、その中の第 22 条に EU は文化・宗教・言語的な多様性を尊重するゆえ、地域／少数言語への積極的な政策をとる、という条項があります。これが EU の少数言語政策のベースになっています。これをもとに、色々な組織や外郭団体が作られて、EU の援助を受けられるようになっていきます。その 1 つが **Euromosaic** (ユーロモザイク) という調査研究機関です。ここで取り上げられた言語は数多く、アストゥーリアス語やバスク語、コーンウォール語、サーミ語、ガリシア語など、世界のどこでも少数言語扱いされている言語から、デンマーク語やブルガリア語など、ある地域では国家言語ですが、その国境を越えた別の地域では少数言語になっている言語まであります。先ほどのブルゲンラント・クロアチア語も入っています。

もう 1 つ欧州少数言語局 (EBLUL) というのがありまして、ここも EU の少数言語政策のプラットフォームになっている機関です。これは 1982 年に EU の下部組織である欧州議会の肝煎りで創設された機関です。少数言語に関する提言を行ったり、他団体と協力して活動したりします。

次に、欧州評議会 (CoE) の言語政策についてみていきたいと思います。CoE というのは第 2 次世界大戦後に、ヨーロッパで平和を追求する超国家的な組織を作ろうということになった際、すぐには強固な連携を行えるような機関の創設は難しいので、まずは話し合いの場を持つということのできた組織です。だから、目標としている方向性は EU と類似したところはあるのですが、それ以降の歩みが違うので、現在でも別の組織として機能していますが、お互い連携して活動しています。CoE の少数言語保全への施策で一番重要なのは、98 年から施行されている欧州地域／少数言語憲章であり、CoE の加盟国はこの憲章をもって自国の、もしくは他国の少数言語の保全に配慮するというものです。

それから、CoE が行っている非常に重要な言語教育政策に、欧州言語共通参照枠 (CEFR) というのがあります。これは A1 から C2 までレベルが設定されており、各国家言語ごとに「自分はこの言語をどこまでマスターしていますよ、しゃべれますよ」というのを計るものさしのようなもので、それを使って読み・書き・聞き取りなど色々な判断基準で自分の語学能力についてカテゴリーをつけられるものです。そしてそのカテゴリーを元に言語パスポートというものを発行して、一種の資格のようなものとしたり、あるいは他言語

学習に対してのインセンティブを与えたりしています。これは EU も非常に興味を示しているプロジェクトです。

以上が EU、そして CoE の言語認識・言語政策のあらましでした。

それでは次に具体例として、少数言語保全に関してスペインやポルトガルはどうか、というお話しに移りたいと思います。

まずスペインですが、スペインの少数言語を考えるときにはやはり地域言語という概念が非常に重要となります。それは、スペインの言語保全政策のベースとなっているスペイン憲法にも明確に現れています。憲法ではまず1つ目に、カスティーリャ語はスペインの公用の言語である、とされています。スペイン語は果たしてどこの言葉かというときに、スペインの中のカタルーニャ語やバスク語ではなく、カスティーリャ語を公用語とするということがはっきりと限定されているのです。今では「カスティーリャ語」が「スペイン語」として認識されています。そして2つ目に、全てのスペイン国民はこれを知る義務を負い、かつこれを使用する権利を有する、ということが書いてあります。3つ目が少数言語に関することなのですが、スペインにある他の言語もまた各自治州がつくる自治憲章に従い、各々の自治州における公用語となりうる、ということが憲法に書いてあります。4つ目に、スペインにおける多様な言語様態は尊重されるべきである、とあります。ただし3つ目には、法的に地域言語として保全されるためには自治憲章で公用語とされていなければならない、ということも明記されています。つまり、自治憲章に「公用語である」と書いてあることが前提であるということです。

では、地域言語にはどのようなものがあるかという、ガリシア語、バスク語、カタルーニャ語などがあり、これらは日本でもよく聞かれる言語です。そして、これらの言葉には「言語正常化」ということが言語政策のモットーとして掲げられています。ここで、何を正常化するのかという問題が浮かび上がってきますが、それはダイグロシア状態——行政や法場で使われるような上位言語と、方言扱いされる下位言語が同じ場にある状態——を解消するということを「正常化」と言っています。ただし解消というのは2つあって、上位言語が下位言語を圧迫して、結果、下位言語が消滅してダイグロシア状態がなくなる「解消」と、下位言語が上位言語の圧力をはねかえして、両者が対等になってダイグロシア状態がなくなる「解消」とありますが、ここでさす「解消」は後者の方です。そして、それには政治的にも法的にも文化的にも地位を上げなければならない。なので、言語正常化とは、支配言語がもつ全ての特権的環境を打破して、自らもそれを手に入れなければならない、ということになります。

結局それを完全にやり遂げようとする、政治的な独立が必要要件となってしまいます。だからカタルーニャやバスクの立場からすると、言語こそが地域ナショナリズムの原動力となっているのだということで、言語と政治が不可分に結びつくようになっています。

しかし、そのような言語とは少し立場を異にする言語がスペインにはあります。それは

アストゥーリアス語、レオン語、エストレマドゥーラ語、アンダルシア語、それからカタルーニャ語が今度は支配言語としてダイグロシア状態になっているというバレンシア語がそうです。これは、例えばアストゥーリアス地方ではほとんどの人間がスペイン語をしゃべっているのですが、一方アストゥーリアス語は、その中でも私は少数言語話者ですと宣言した者や、田舎のお年寄りたちが主にしゃべったりしている程度の言葉として存在しています。つまり、マジョリティが話すスペイン語の次に話されている、地域的あるいは伝統的に話されている言葉、という立場を持つ言語です。アストゥーリアス語は、実はアストゥーリアス州の自治憲章では公用語だとは書かれていないのですが、アストゥーリアス州の独自性をあらわす象徴のひとつであり、保護されなければならないという立場で書かれています。先ほど挙げたレオン語以下も同様です。

このような言葉で重要なのは、マジョリティはスペイン語をしゃべるが、数%は以上のような言葉をしゃべり、そしてその人口が州内で2番目に多い——このような言葉は「準地域言語」と呼んでもよいでしょう。地域言語というのは領域を持たねばならないのはEUの見解でも明白でした。保全活動家は、上記の言語は話されているのは数%だが、それらにはアストゥーリアス州とかアンダルシア州などの器があるので、その器にしたがって地域言語と呼びうる、と主張しています。

次は、私が一番力を入れて研究している、地域言語になれない言語についてご紹介します。これらは自治憲章でも言及されないような言語です。これらの言葉には2つのスタイルがあるのではないかと私は考えています。1つ目はミランダ語のケースで、分布地域はポルトガルの北東部のわずかな領域だけで、行政区画からするとミランダ・ド・ドウロ市とビミオーゾ村の1市1村ですが、その中でもさらに一部の区域でしかしゃべられていない言葉です。

ミランダ語型の特徴は、分布に関して、例えばミランダ語で言うと1市1村のさらに一部に限られ、話者数は1万人程度で、話者が多いミランダ市が属するのはトラズ・ウズ・モンテス地方ブラガンサ県なのですが、ブラガンサ県でもトラズ・ウズ・モンテス地方でも、その地域を代表する言葉だとは捉えられていない。つまり、確固とした大きな領域を持っていないが、本当に小さな集落単位で言語のコア地域がある、ということです。もうひとつ重要な特徴として、ミランダ語ではスペイン、つまり国境を越えた隣国に、アストゥーリアス語やレオン語など、ミランダ語に関連した言語があるということが挙げられます。もうひとつ、ピレネー山中、アンドラ王国より西あたり、カタルーニャ州の北西端で話されているアラン語の例を挙げますと、これはミランダよりもっと小さい9集落くらいで話されている言語なのですが、ミランダ語と同じく話者数は1万人程度で、県や地方を代表する言葉ではない。そして先ほどの9集落程度のコア地域がある。さらに国境を越えたフランスにオック語、その中でも特にガスコーニュ語という、アラン語に連携する言葉が存在するというような例もあります。

2つ目がアラゴン語型です。アラゴン語の分布地域は比較的広く、ピレネーの南に東西110km、南北60kmにわたっているのですが、話者数は2万人未満程度で、アラン語やミランダ語と大きくは変わりません。さらにミランダ語などと同じく、アラゴン語も中心地のウエスカ県やアラゴン自治州を代表する言葉とはされていません。というのは、従来アラゴン語使用のコアだった地域でもスペイン語の影響がかなり浸透していて、例えばピレネー山中の村でも70歳以上でないアラゴン語はしゃべれず、後の人はスペイン語しかしゃべれないとか、コア地域でさえもスペイン語が支配的であるという状態です。そうなると、県や地方の網の目にも引っかけられないどころか、集落単位ですらコア地域を持たないということになります。アラゴン語はそのような理由から地域言語にはなれないということになっています。アラゴン語の場合はもともとは広い地域の網の目に引っかけかっていたのに、いつの間にか一番小さい集落単位での網の目にも引っかけなくなるくらい言語領域が見えなくなっているのです。

EU、CoEの言語政策とスペイン、ポルトガルでの具体事例は以上ですが、これまでのお話しを参考にして、少数言語保全のジレンマについてすこしまとめてみますと、まず、ヨーロッパの多言語主義は実質的には「多国語主義」になっているということが確認できます。確かに低使用言語についても配慮されていて、実際にEUなどで調査もされているのですが、どこかの国家言語であるか、あるいはどこかの国の地域言語でなければ保全の要件にはならないという現実があります。そうなると、先ほど挙げた言語は除外されてしまう。それから、時間の都合でお話できませんでしたが、移民の言葉についても同じようなことが言えるでしょう。移民というのは都市に入っていきますから、必然的に地域を持たない言葉になるのが普通です。ならば、移民の言葉もヨーロッパの多言語主義や少数言語保全政策には入ってこないのではないか、という問題が浮かび上がってきます。実際、「地域／少数言語」とされ、地域言語と少数言語をひとまとめにしていることから分かるように、少数言語に移民言語が入ってくると話がややこしくなるので、それはひとまず除外しておく、というジレンマが見えてきます。ただ、移民が都市でゲットー化し、そこが「地域」と呼べる状況になり、世代を経るにつれてそれが地域言語となるのではないか、という可能性もあります。それから、人と物の域内自由移動を促進するEUが、言語に関しては土地単位であることは、EUの理念に矛盾しないか、地域に固執した言語政策は破綻するのではないか、という大きなジレンマも出てきていることに注目しなければなりません。

最後に、このジレンマの克服に向けてどういう取り組みが行われているかについてお話ししたいと思います。そこでCoEの言語政策で出てきた欧州言語共通参照枠(CEFR)に立ち戻りますが、これに少数言語言語を当てはめてみてはどうか、という主張が保全活動家から訴えられるようになりました。これはものさしは作るが言語テストはしない、という自己申告制のものでした。言語テストが必要ないのだったらむしろマンパワーが少なく

てテスト作成ができない少数言語にこそこれは好適であり、CEFRの言語パスポートを持つことによって少数言語が明確化され、誇りを持って話者であることを宣言するには格好のツールではないかというのがその理由です。これは特にフリースラント語の活動家が熱心に推進しています。

もうひとつは地域言語になれない言語、特に移民の動きから見えることですが、移民の第2世代はどういう言葉をアイデンティティとして持つのかという議論になったとき、さらに世代を経て都市で土着化した移民の言葉はどのようにするのかという議論になったとき、国家・地域という大きな網の目を打ち破ってもっと小さな網の目で言葉を掬っていかなければならないのではないかという動きが出てきています。これで発表を終わらせていただきます。